

# せいねんこうけんせいど 成年後見制度とは

せいねんこうけんせいど  
成年後見制度とは、にんちしょう 認知症、ちてきしょうがい 知的障害やせいしんしょうがい 精神障害によりはんだんのうりよく 判断能力がふじゅうぶん 不十分な方々のかたがた 権利を護るため、かていさいばんしょ 家庭裁判所がほんにん 本人を支援し、ほご 保護する者を選ぶことで、ほんにん 本人をほうりつてき 法律的に支援・ほご 保護するための制度です。だいにん 代理人をかていさいばんしょ 家庭裁判所がかんたく 監督します。

【例えば】



あんしょうばんごう ATMの暗証番号が分からなくなりました。  
つうちょう 通帳をなくしてしまいました。  
かんり お金の管理が不安…。

しせつにゆうしょどうふくし 施設入所等福祉サービス利用の契約や、ふどうさん 不動産のばいばい 売買等のざいさんしょぶん 財産処分を  
おこな 行う必要があっても、ほんだん これらのことを判断するのが難しい場合が…。  
ふどうさんばいばい 不動産売買についてはあいて 相手につごう 都合のいいばいばい 売買となり、そん 損する可能性も…。



ほんにん 本人にとってふりえき 不利益なけいやく 契約であっても、よくほんだん 判断ができません。  
けいやく 契約を結んでしまい、あくしつしょうほう 悪質商法の被害にあ 遭う恐れも…。  
ひつよう 必要のないこうがく 高額なものをか 買わされるかも…

せいねんこうけんせいど  
成年後見制度には「ほうていこうけんせいど 法定後見制度」と「にんいこうけんせいど 任意後見制度」があります。

「ほうていこうけんせいど 法定後見制度」とは

すで 既ににんちしょう 認知症やちてき 知的障害、せいしんしょうがい 精神障害によりはんだんのうりよく 判断能力がていか 低下している場合、ばあい 最寄りのかてい 家庭裁判所にもうした 申立てを行い、おこな 家庭裁判所にごうけん 後見人等をせん 選任してもらう制度です。

ほうていこうけんせいど 法定後見制度は、はんだんのうりよく 判断能力等におうして 応じて「ごうけん 後見」「ほさ 保佐」「ほじょ 補助」の3つのぶんるい 分類に分かれています。

「にんいこうけんせいど 任意後見制度」とは

ほんにん 本人に十分なしゅうぶん 判断能力があるうちに、しょうらい 将来にそな 備えて、じしん 自身がえら 選んだだいにん 代理人とこうせいしょうしょ 公正証書によりけいやく 契約しておくものです。ほんにん 本人のはんだんのうりよく 判断能力がていか 低下したところで、かてい 家庭裁判所にてもうした 申立てを行うことで、にんい 任意後見人のぎょうむ 業務がかいし 開始されます(にんい 任意後見監督人がせん 選任されます)。

## 成年後見制度

### 法定後見制度

後見

保佐

補助

低い

判断能力

高い

判断能力が低下してきた方  
(裁判所が選任)

### 任意後見制度

将来に備える方  
(代理人を自分で選べる)

※ いずれも、本人に寄り添い、本人の意思に基づいた支援を行います。